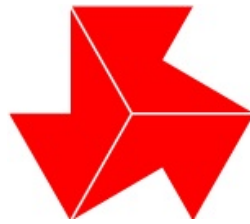


全国高等学校総合体育大会  
力又一競技開催準備要項

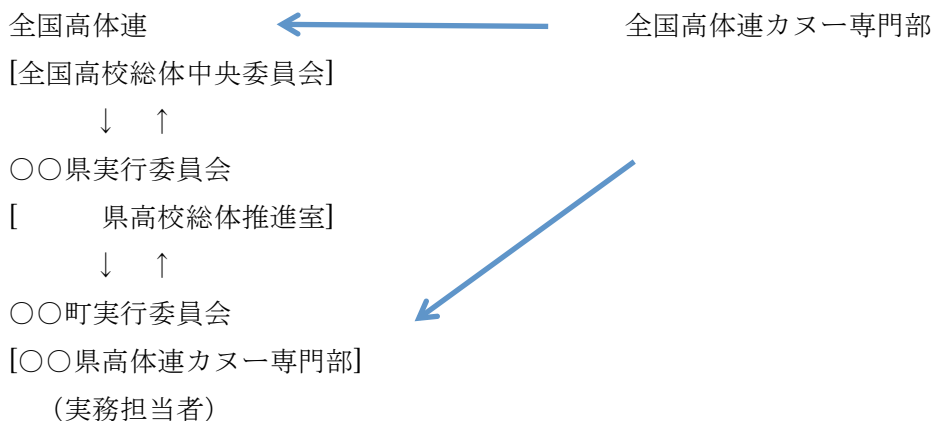


全国高等学校体育連盟力又一専門部

全国高等学校総合体育大会（インターハイ）カヌー競技

1	前身	全国高等学校カヌー選手権大会 昭和 60 年第 1 回（山梨県精進湖）第 2 回（沖縄県本部町）第 3 回（京都府久美浜町） 第 4 回（山梨県精進湖）以降山梨県にて開催
2	総体開催地	平成 18 年度 山梨県富士河口湖町 平成 19 年度 埼玉県幸手市行幸湖 平成 20 年度 佐賀県白石町 平成 21 年度 京都府京丹後市久美浜湾 平成 22 年度 沖縄県宜野座村 平成 23 年度 宮城県加美町鳴瀬川 平成 24 年度 石川県小松市木場潟 平成 25 年度 大分県豊後高田町 平成 26 年度 山梨県富士河口湖町
3	種目	カヌースプリント 男子 K1 K2 K4 C1 C2 C4 女子 K1 K2 K4 いずれも 500m および 200m 競技
4	参加制限	各種目とも都道府県予選第 1 位の選手およびクルー 種目間の重複種目は可 500m と 200m 競技は同一選手 補欠はペア、フォアのみ 1 名まで可 開催県枠として各第 2 位まで出場可
5	大会期間	第 1 日目 公式練習 検艇 第 2 日目 公式練習 検艇 諸会議 開会式 第 3 日目 500m 第 4 日目 500m 種目別表彰 第 5 日目 200m 第 6 日目 200m 種目別表彰 閉会式
6	参加者	選手数 500～約 1000 人 600 人程度を想定 監督・引率 200 名
7	役員	競技役員は必要最低限とする ① 開催府県より ② 全国専門部・日本カヌー連盟より 構成 ② 不足については近隣府県へ要請
8	開催環境設備	① 日本カヌー連盟公認 B 級コースが敷設できること 付随して自動発艇装置、判定装置を準備すること ② 使用艇は原則自艇参加とするが、必ず貸与艇（使用者負担）の斡旋をすること
9	予算（収入源）	① 開催都道府県、同市町村、同高体連 ② 国庫補助金 全国高体連負担金 競技団体補助金 ③ 参加料 ④ 協賛金 ⑤ 各種販売 をもって充てる

## I 基本的な業務推進体制



## II 開催地[〇〇町]実行委員会における主な業務

- ① 競技会場計画の作成
- ② 競技日程案の作成  
連盟競技規則との照合、公認申請
- ③ 競技大会実施要項の作成
- ④ 組み合わせ・抽選会の計画、実施
- ⑤ 必要機材器具の調達、配置等計画作成
- ⑥ 競技役員、運営役員、補助員の養成・選定配置
- ⑦ 公認審判員の養成・選定配置
- ⑧ 競技運営・監督会議等諸会議の開催
- ⑨ 全国高体連カヌー専門部の公式視察に関する諸業務
- ⑩ プログラム、報告書の作成
- ⑪ その他大会運営に関すること

# 全国高等学校総合体育大会カヌー競技実施に係る特別規則

## 第1条 総則

全国高等学校総合体育大会カヌー競技を円滑に運営管理するために、この特別規則を定める。  
全国高等学校総合体育大会カヌー競技は公益社団法人日本カヌー連盟競技規則および競技者規定により運営される。

## 第2条 参加申込み

参加申込みは、総体実施要項に基づいて行われ、所定の様式にて期限までに申込むこと。競技および宿泊については監督、引率、選手および規定の補欠選手のみとする。参加申込みの締切日については公益社団法人日本カヌー連盟競技規則の特例による。

## 第3条 参加資格

1. 全国高等学校体育連盟の定める規約に基づく
2. 当該年度公益社団法人日本カヌー連盟の登録会員であること

## 第4条 大会日程

大会日程は原則以下のとおりとする

第1日目 公式練習 検艇

第2日目 公式練習 検艇 監督会議 開会式

第3日目 500m競技 予選

第4日目 500m競技 準決勝 決勝 種目別表彰式

第5日目 200m競技

第6日目 200m競技 準決勝 決勝 種目別表彰式 閉会式

## 第5条 競技種目

カヌースプリント（500m及び200m）

男子 カヤックシングル カヤックペア カヤックフォア

カナディアンシングル カナディアンペア カナディアンフォア

女子 カヤックシングル カヤックペア カヤックフォア

## 第6条 参加制限

すべて各都道府県予選第1位の者とする。ただし、開催県はさらに各種目1枠出場させることができる。

## 第7条 競技方式

競技方法は当該年度公益社団法人日本カヌー連盟競技規則および本特別規則による。ただし、補欠のエントリーについてはペア、フォアのみ1名とする。

## 第8条 水路および競技附帯設備

1. 競技運営は当該年度公益社団法人日本カヌー連盟競技規則および本特別規則による。

2. 水路

- (1) 水路は静水長さ500m、レーン幅9m、9レーンとし、水深1.5m以上であること。

- (2) 水路は2.5mごとブイによって標示する。

- 各レーンごと黄色、白色を交互に使用し、ラスト100mはすべて赤色とする。その他公認規定に基づく標示とする。

- (3) 発艇は公認の自動発艇装置によるものとする。

- (4) ゴール判定は公認の電子判定システムを使用すること。
- (5) 審判艇および救助艇はモーターボートとする。
- (6) 競技施設を含むコースは連盟公認 B 級以上であること。

### 3. 陸上附帯設備

- (1) 判定用カメラに対応できる決勝審判台を有すること
- (2) 大会運営に必要なプレハブ、テントを準備すること
- (3) 艇置き場に必要敷地・設備の確保に努めること

## 第9条 用艇および用器具

- 1. 使用する艇は公認を得た持ち込み艇を原則とする。ただし開催県はやむなく借艇を希望するものに対し、有償での貸与を含む対策を講ずるものとする。
- 2. 検艇およびライフジャケット点検は公認確認の上、すべて実施する

## 第10条 競技役員

- 1. 競技役員は、すべて連盟登録会員であること。また、主たる部署の主任は経験豊富な公認審判が望ましい
- 2. 審判部の競技役員はすべて公認審判員であること

# 平成 年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技会

## 第 回全国高等学校カヌー選手権大会

### 実施要項

- 主 催** (公財)全国高等学校体育連盟 公益社団法人日本カヌー連盟 都道府県  
都道府県教育委員会 市町村教育委員会
- 後 援** 文部科学省 (公財)日本体育協会 日本放送協会  
(公財)都道府県体育協会 市町村体育協会
- 主 管** (公財)全国高等学校体育連盟カヌー専門部 都道府県高等学校体育連盟  
都道府県カヌー協会

### 特別協賛 協 賛

### 1 期 日

- (1) 開会式 平成 年 月 日( ) 時 分～
- (2) 競 技 平成 年 月 日( )～ 月 日( ) 4日間
- (3) 閉会式 平成 年 月 日( ) 競技終了後

### 2 会 場

- (1) 開会式 会場名  
〒 所在地  
TEL

- (2) 競 技 競技場名  
〒 所在地

- (3) 閉会式 会場名  
〒 所在地  
TEL

### 3 競技種目

#### カヌースプリント競技

- (1) 男子 K-1 K-2 K-4 (500m及び200m)  
C-1 C-2 C-4 (500m及び200m)
- (2) 女子 K-1 K-2 K-4 (500m及び200m)

#### 4 競技日程

平成	年	月	日 ( )	男女500m競技	予選
			日 ( )	男女500m競技	準決勝・決勝
			日 ( )	男女200m競技	予選
			日 ( )	男女200m競技	準決勝・決勝

#### 5 競技方法

平成〇〇年度 公益社団法人日本カヌー連盟競技規則による。

#### 6 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
- (2) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

#### 7 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。
- (3) 公益社団法人日本カヌー連盟登録会員であること。
- (4) 選手は平成〇（西暦）年△月×日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (5) クルーの編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成および複数の学校による混成は認めない。
- (6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (7) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない（外国人留学生もこれに準ずる）。ただし、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。
- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
- (9) 参加資格の特例
  - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
  - イ 上記(4)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

#### 【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条、及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
  - (1) 大会参加資格を認める条件
    - ア 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。

エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の対策を講じておくこと。

ウ 大会の開催に要する経費については、応分の負担をすること。

## 8 参加制限

- (1) 各種目とも各都道府県予選において、第1位のものとする。
- (2) 上記(1)のほか、開催県は当該高等学校体育連盟会長の推薦があれば、さらに各種目1クルー出場できる。
- (3) 500m 競技と 200m 競技は同一選手とする。種目の重複出場は可とする。
- (4) ペア・フォアのみ補欠各1名を登録できる。補欠登録選手は県予選に他のクルーとして出場していてもかまわない。ただし、選手変更する場合は、選手変更届ならびに医師の診断書を添えて提出とする。

## 9 使用艇

原則として自艇参加とする。借艇を希望するものについては公益社団法人日本カヌー連盟規格艇を有償貸与する。

## 10 参加申込

※ 個人情報の取り扱いに関して

大会参加に際して提供される個人情報は（詳しくは実施要項の最終ページを参照してください。）本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。

(1) 申込書類

ア 参加申込書 4部

イ 参加料一覧表 1部

(2) 申込方法（担当年度により異なる場合がある）

ア 各参加校の申込責任者は、平成〇〇年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技実行委員会のホームページから(1)のア参加申込書及びイ参加料一覧表をダウンロードし、アについては4部、イについては1部作成すること。

( )

イ 参加申込書4部は、各都道府県高等学校体育連盟で取りまとめ、1部を各都道府県高等学校体育連盟で保管し、1部は下記申込先(3)のアあてに、2部は(3)のイあてにそれぞれ書留郵便で申し込むこと。

ウ (3)のイあてについては、上記(1)のイ参加一覧表に振込通知書(副)を添付したものを同封すること。

エ 各参加校の申込責任者は、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を得た後、速やかに電子データを(3)のイあてに電子メールで送信すること。



(3) 申込先（必ず、下記ア・イの2ヶ所に送付すること。）

ア 〒379-2147 群馬県前橋市亀里町1番地  
群馬県立前橋南高等学校内  
全国高等学校体育連盟カヌー専門部 あて  
TEL 027-265-2811 FAX 027-265-5938

イ 〒 所在地

事務局 担当 あて

TEL FAX

(送信先) e-mail :

(4) 申込期限

平成 年 月 日 ( ) 必着

配宿業務・プログラムの作成等の都合上、競技規則第4条3の(2)の定めるところにより締切日を設定する。

## 11 参加料

(1) 各種目参加料

シングル種目 1人 円

ペア種目 1組 円

フォア種目 1組 円

(2) 納入方法

各都道府県高等学校体育連盟カヌー専門部で取りまとめ、一括して所定の振込用紙を用いて、下記(3)の口座に振り込むこと。なお、納入後の振込通知書(副)を参加申込書とともに郵送すること。

(3) 振込先

指定金融機関	
口座番号	普通
口座名義	

(4) 納入期限

平成 年 月 日 ( ) までに必着のこと

## 12 表彰

(1) 各種目3位までメダル・賞状を授与し、4位から8位まで賞状を授与する。

(2) 団体表彰は男女各1名には(公財)全国高等学校体育連盟会長杯、○×新聞社杯、文部科学大臣杯、NHK盾を授与し、男女各6位まで賞状を授与する。

団体表彰は、各種目1位8点から順次8位1点とし、学校対抗の総合成績による。

13 宿 泊 \* 宿泊については、配宿センター要項の通りとする。(担当年度により異なる)

(1) 宿 泊

選手・監督、役員等の宿泊は、下記の申込方法により配宿センターに申し込まなければならない。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は、原則として下記のとおりとする。ただし、下記の料金によりがたい場合は、宿泊施設特Aの料金を上限として別途定める。

区 分		宿 泊 料 金					
		宿泊施設 特A	宿泊施設 A	宿泊施設 B	宿泊施設 C	宿泊施設 D	宿泊施設 E
選手・監督	1泊 夕・朝食	円	円	円	円	円	円
役員・視察員 報道関係者等	1泊 夕・朝食	円	円	円	円	円	円

宿泊料金には消費税及び奉仕料を含む。

入湯税が課税される場合は、当該税額が別途加算される。

昼食弁当を申し込んだ場合、料金 円(税込)を別に支払う。

(3) 申込書類

ア 宿泊申込書(原本1枚、写し1枚)

イ 申込金一覧表

ウ 参加申込書の写し

エ 申込金振込通知書の写し

※ 上記アは、「配宿センター」ホームページ内にある申込書に入力後、プリントアウトしたものを提出すること。

※ 上記イは、「配宿センター」ホームページから様式をダウンロードの上、作成して提出すること。

(4) 申込方法

ア 選手・監督の宿泊申込については、申込責任者は所定の宿泊申込書に必要事項を入力し、送信する。併せて、宿泊申込書をプリントアウトし、前記(3)ウ及びエを添えて、都道府県高等学校体育連盟力ヌ一専門部に提出する。

イ 都道府県高等学校体育連盟力ヌ一専門部は、上記申込書類を取りまとめ申込金一覧表を作成し、都道府県高等学校体育連盟会長に提出する。

ウ 都道府県高等学校体育連盟会長は、上記書類を確認のうえ、一括して次の申込先へ申込期限必着で簡易書留又は到着確認ができる宅配便等にて申し込む。

(5) 申 込 先

〒 所在地  
都道府県配宿センター  
TEL FAX

(6) 宿泊申込金の振込

申込責任者は、宿泊申込書をインターネットで送信後速やかに、宿泊申込金を別途指定する金融機関口座に振り込むこと。

宿泊申込金	選手・監督	1名につき	円(泊数に関係なく一律)
	役員等	1名につき	円(泊数に関係なく一律)

(7) 申込期限

ア 選手・監督 平成 年 月 日( )

イ 選手・監督以外 平成 年 月 日( )

(8) 変更及び取消し

申込内容に変更がある場合は、次のとおりとする。

ア 入宿前について

(7) 宿泊決定通知書が到着する前は、申込責任者が所定の用紙によりファクシミリで、前記(5)の申込先へ送信するものとする。

(4) 宿泊決定通知書が到着した後は、申込責任者が所定の用紙によりファクシミリで、前記(5)の申込先及び宿泊施設へそれぞれ送信するものとする。

※1 効力の発生は、ファクシミリが前記申込先又は宿泊施設に到着した日時とする。

※2 郵便及び電話での連絡は受け付けないものとする。

イ 入宿後について

申込責任者が直接宿泊施設へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、申出のあった日時とする。

(9) 斡旋の制限

ア 配宿センターでは、参加申込書に記された者(選手・監督及び引率責任者等)以外の宿泊斡旋はしない。

イ 参加申込書に記された者(選手・監督及び引率責任者等)については、配宿センター以外のルートでの宿泊斡旋はしない。

ウ 前項イに違反があった場合は、(公財)全国高等学校体育連盟専門部及び都道府県高等学校体育連盟が当該校に対して指導を行う。

(10) その他

詳細については、「参加者へのご案内(宿泊編)」を参照のこと。

## 14 組合せ

組合せ抽選会は(公財)全国高等学校体育連盟カヌー専門部がその責任において行う。

期 日 平成 年 月 日 ( ) : ~

会 場

## 15 諸会議

会 議	日 時	場 所	対 象 者
全国高体連カヌー専門部 全国委員会	月 日 ( ) 時 分~		各都道府県 代表者1名
監 督 会 議	月 日 ( ) 時 分~		参加校 監督1名

## 16 検 艇

事前検艇は公認済の艇及びライフジャケットの点検とする。

ライフジャケット点検料は 円とする。

日 時 平成 年 月 日 () 9:00～12:00、 13:00～17:00

日 () 9:00～12:00

場 所 ○○競技場 検艇所

## 17 公式練習

平成 年 月 日 () ～ 月 日 () までの間、定められた時間帯に行う。

## 18 その他

- (1) 競技中の疾病、負傷者等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。なお、参加者は健康保険証を持参のこと。
- (2) プログラムの無償配布は次のとおりとする。
  - ア 都道府県選手団 . . . . . 2部
  - イ 各校監督（各引率責任者）. . . . . 1部
  - ウ 参加校男女 . . . . . 各1部
- (3) 練習中も規定のライフジャケット着用を義務付ける。
- (4) ゼッケンは大会期間中いかなる書き込み及び加工を施してはならない。
- (5) 個人種目表彰は 500m 競技終了後、及び 200m 競技終了後に行う。
- (6) 開会式及び閉会式には監督・選手は必ずユニフォームを着用する。
- (7) 気象状況により、競技日程等内容を変更することがある。

### 【問い合わせ先】

〒 所在地  
平成 年度全国高等学校総合体育大会  
事務局  
TEL FAX  
e-mail :

## 競技役員編成基準

役 職	中央派遣 連盟 (全高力連)	開催地	補助員	備 考
競技会会長	1			全国高体連カヌー専門部長
副会長	1			全国高体連カヌー専門副部長
審議委員会議長	1			(公社)日本カヌー連盟
委員		2 4 6		開催県専門部長・副部長 県協会
競技委員会委員長	1			全国高体連カヌー専門部委員長
副委員長	1			全国高体連カヌー専門部副委員長
委員		4		開催県高体連カヌー専門部委員長
総務部長	1			
総務部員		4~		
記録委員		4~		主任 1名 委員 3名~
式典表彰員		4~	30名~*1	主任 1名 委員 3名~ * 1会場による
放送員		3~	2×2組	主任 1名 委員 2名~
報道員				※開催地実行委員会の判断により配置
医事員 (医師)		1~		
医事員 (看護師等)		1~		看護師または養護教諭
通信員		1~		
救助員		*2		* 2 2~3名×救助艇
施設員		3~		コース施設関係者
審判部長	1			全国高体連カヌー専門部競技運営委員長
発艇主任	1			
発艇員		2~		
整列員		2~		
水路審判主任	1			
水路審判員		12~		
決勝審判長	1			全国高体連カヌー専門部強化委員長
決勝・計時員		4~		
写真判定員		※		計測業者
配艇・検艇主任	1			
配艇員		2~	3~	3名×2組~
検艇員		5~	18~36	9名×2~4グループ 開催地により異なる
借艇管理員		2~		※開催地実行委員会の判断により配置

※役員編成については、暑熱環境を考慮し役員の体調管理に配慮した編成とする。